

防整施第1569号
29.2.10
一部改正 防整施第6344号
31.3.29
一部改正 防整施第12366号
令和元年12月26日
一部改正 防整施第8027号
令和5年4月6日
一部改正 防整施第15062号
令和6年6月26日

大臣官房施設監
施設計画課長
施設整備官
提供施設計画官
施設技術管理官
各地方防衛局長
殿

整備計画局長
(公印省略)

特別優秀工事等顕彰実施要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

特別優秀工事等顕彰実施要領

1 顕彰の目的

地方防衛局、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。以下同じ。）及び名護防衛事務所（以下「地方防衛局等」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに整備計画局及び地方防衛局等が発注する業務（整備計画局が発注する業務にあつては施設計画に関する調査、研究その他の業務をいい、地方防衛局等が発注する業務にあつては建設工事に付随する調査、設計及び監理その他の業務をいう。以下同じ。）に関し、特別優秀工事等として大臣官房施設監が顕彰することにより、入札参加者の受注意欲を高め、建設工事及び業務目的物の品質確保等を図り、もって施設取得の円滑な推進に資することを目的とする。

2 顕彰の対象

- (1) 地方防衛局等が発注する建設工事（次のいずれにも該当するものに限る。）並びに整備計画局及び地方防衛局等が発注する業務（次のいずれにも該当するものに限る。）のうち、整備計画局の担当課長（施設計画課長、建設制度官、施設整備官及び提供施設計画官をいう。以下同じ。）及び地方防衛局等の長から、特別優秀工事等として推薦されたものを対象とし、その中から選定する。
 - ア 工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）又は技術業務委託における受注者の業務成績評定について（防整技第7185号。28.3.31）に規定する成績評定点が80点以上であること。
 - イ 選定対象業者が、前年度の顕彰の決定の日以降に建設業法による営業停止命令を受けていないこと。
 - ウ 選定対象業者が、前年度の顕彰の決定の日以降に当該局から口頭注意以上の措置（口頭注意、文書注意又は指名停止）を受けていないこと。
 - エ 選定対象業者が、選定対象建設工事又は業務の契約期間中に、当該局から口頭注意以上の措置（口頭注意、文書注意又は指名停止）を受けていないこと。
- (2) 特別優秀工事等は、次のとおりとする。
 - ア 特別優秀工事
施工状況等が特に優れており、防衛施設の建設工事として他の模範とするにふさわしい建設工事をいう。
 - イ 特別優秀工事技術者
建設工事に関する技術に特に優れており、防衛施設の建設工事に携わる技術者として他の模範とするにふさわしい技術者をいう。
 - ウ 特別優秀業務

建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務等の実施状況等が特に優れており、防衛施設の建設工事に係る業務として他の模範とするにふさわしい業務をいう。

エ 特別優秀業務技術者

建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務等に関する技術に特に優れており、防衛施設の建設工事に係る業務に携わる技術者として他の模範とするにふさわしい技術者をいう。

3 推薦の基準

(1) 特別優秀工事にあつては、2 (1) アからウまでのいずれにも該当し、かつ、防衛施設の建設工事として他の模範とするにふさわしいものであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 困難な条件下にもかかわらず、工程管理や安全管理が特に優れ、工期内に工事目的物を完成させたもの

イ 工事の実施に当たつて、発注者や要求機関のニーズを特に的確に反映したと認められるもの

ウ 新技術を取り入れ、品質向上に寄与するなど特に先進的な姿勢が伺えるもの

エ 調達業務の円滑な遂行に協力又は援助があり、特にその功績が認められるもの

オ 地域に根差し当該地域住民に信頼が置かれていること又は地域に精通していることにより特に円滑かつ良質な施工を行ったと認められるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、特別優秀工事として特にふさわしいと認められるもの

(2) 特別優秀工事技術者にあつては、特別優秀工事として推薦することとした工事の現場代理人又は主任（監理）技術者であり、かつ、防衛施設の建設工事に携わる技術者として他の模範とするにふさわしいもの

(3) 特別優秀業務にあつては、2 (1) アからウまでのいずれにも該当し、かつ、防衛施設の建設工事に係る業務として他の模範とするにふさわしいものであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 困難な条件下にもかかわらず、実施状況及び成果物の内容が特に優れ、工期内に成果物を完了させたもの

イ 業務の遂行に当たつて、発注者や要求機関のニーズを特に的確に反映し、優れた成果を挙げたもの

ウ 新技術を取り入れ、業務目的物の品質の向上に寄与するなど、特に先進的な姿勢が伺えるもの

エ 調達業務の円滑な遂行に協力又は援助があり、特にその功績が認められるもの

オ 地域に根差し当該地域住民に信頼が置かれていること又は地域に精通していることにより特に円滑かつ良質な業務を行ったと認められるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、特別優秀業務として特にふさわしい

と認められるもの

- (4) 特別優秀業務技術者にあつては、原則として、特別優秀業務として推薦することとした業務を統括し及び管理した管理技術者であり、かつ、防衛施設の建設工事に係る業務に携わる技術者として他の模範とするにふさわしいもの。ただし、専任の程度等を勘案し、担当技術者とするのが妥当と判断される場合は、当該業務の担当技術者とすることができる。

4 施設監への推薦

整備計画局の担当課長及び地方防衛局等の長は、前年度に完成した建設工事及び完了した業務に関し、3に定める推薦基準に基づき、別記様式により、毎年5月末日までに大臣官房施設監に推薦するものとする。

5 特別優秀工事等選定委員会の設置

- (1) 特別優秀工事等を選定するため、整備計画局に特別優秀工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会の構成は、次のとおりとする。
委員長 大臣官房施設監
委員 施設計画課長、施設計画課総括企画専門官、施設計画課施設政策室長、建設制度官、施設整備官、施設整備官付施設整備調整官、施設整備官付施設技術室長、提供施設計画官及び提供施設計画官付環境影響評価企画官
- (3) 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- (4) 委員会は、委員長が出席し、かつ、委員の総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- (5) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させ意見を聴くことができる。
- (6) 委員会の庶務は、施設計画課施設政策室において行う。

6 顕彰の方法

- (1) 5により選定された特別優秀工事等に対し、大臣官房施設監が顕彰状を授与する。ただし、選定された業者が、顕彰の決定の日から顕彰状の授与の日までの間に、建設業法による営業停止命令又は当該局から口頭注意以上の措置（口頭注意、文書注意又は指名停止）を受けた場合は、当該業者に対する顕彰の決定を取り消すものとする。
- (2) 顕彰状の授与は、毎年7月に行うことを基準とする。ただし、大臣官房施設監が特に認めた場合は、この限りではない。
- (3) 顕彰状に添えて副賞を授与することができる。

7 特別優秀工事等の周知

大臣官房施設監は、選定された特別優秀工事等について、部内外への周知を図るものとする。

8 推薦された建設工事等の取扱い

地方防衛局等の長は、本要領に基づき特別優秀工事等として推薦した建設工事等のうち、特別優秀工事等顕彰に選定されなかった建設工事等について、原則として地方防衛局等における顕彰等の候補とする。

9 委任規定

本要領に定めるもののほか、特別優秀工事等顕彰の実施に関し必要な事項は、整備計画局施設計画課長が定める。

特別優秀工事等顕彰候補推薦書

特別優秀工事等 又は 特別優秀工事等技術者 候補の名称	
受注者	
成績評定点	
工事又は業務概要	
特別優秀工事等として 推薦する理由	【特筆すべき条件】
	【特別優秀工事等とするにふさわしい理由】
備考	

※ 参考資料として、別途推薦内容を把握できる資料（完成写真、工程表、新技術、創意工夫等）を添付する。